

賃金引上げと下請取引適正化に係る対応状況等

- ▶ 下請取引適正化及び賃金引上げに係る対応
 - ・ 下請取引適正化に向けた労働行政の取組
 - ・ 賃金引上げに向けた労働行政の取組

- ▶ 参考資料

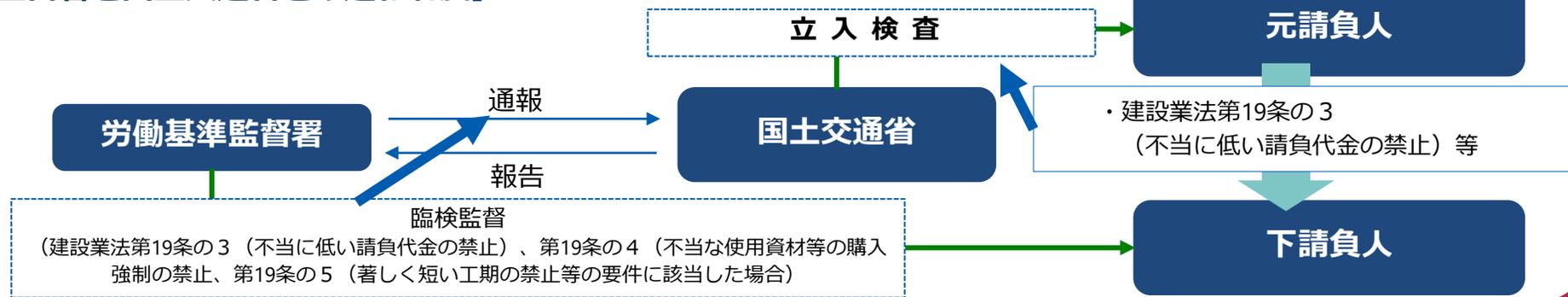
下請取引適正化に向けた労働行政の取組

取引環境の改善（下請け取引の適正化の促進等）

- ・ 監督指導時における通報対象確認シートの配付による賃金引上げの阻害要因として、「下請代金の支払遅延」等の有無の確認を実施

通報対象確認シートの配付状況	令和4年度	130件（うち、建設業は31件）
	令和5年度	545件（うち、建設業は88件）
	令和6年度（6月末時点）	148件（うち、建設業は13件）

【監督署と国土交通省との通報制度】



<労働基準監督署では、元請負人による建設業法違反等の相談に対応し、国土交通省への取次ぎも行っています。>



- 労働基準監督署から国土交通省への取次ぎは、下請負人名を匿名とすることも可能です。
- 国土交通省が元請負人に調査を行う場合、ご相談があったことは明かしません。
- 下請取引に限らず、発注者から直接請け負う元請負人である場合もご相談いただけます。

新潟県内の労働基準監督署

- ・ 新潟 (025-288-3571)
- ・ 長岡 (0258-33-8711)
- ・ 上越 (025-524-2111)
- ・ 三条 (0256-32-1150)
- ・ 新発田 (0254-27-6680)
- ・ 新津 (0250-22-4161)
- ・ 小出 (025-792-0241)
- ・ 十日町 (025-752-2079)
- ・ 佐渡 (0259-23-4500)

賃金引上げに向けた労働行政の取組

賃金引上げに向けた労働行政の取組

(1) 監督指導時における賃金引上げに向けた働きかけ（要請書の交付）

令和4年度	1,656件（うち、建設業は288件）
令和5年度	2,386件（うち、建設業は355件）
令和6年度（6月末時点）	595件（うち、建設業は104件）

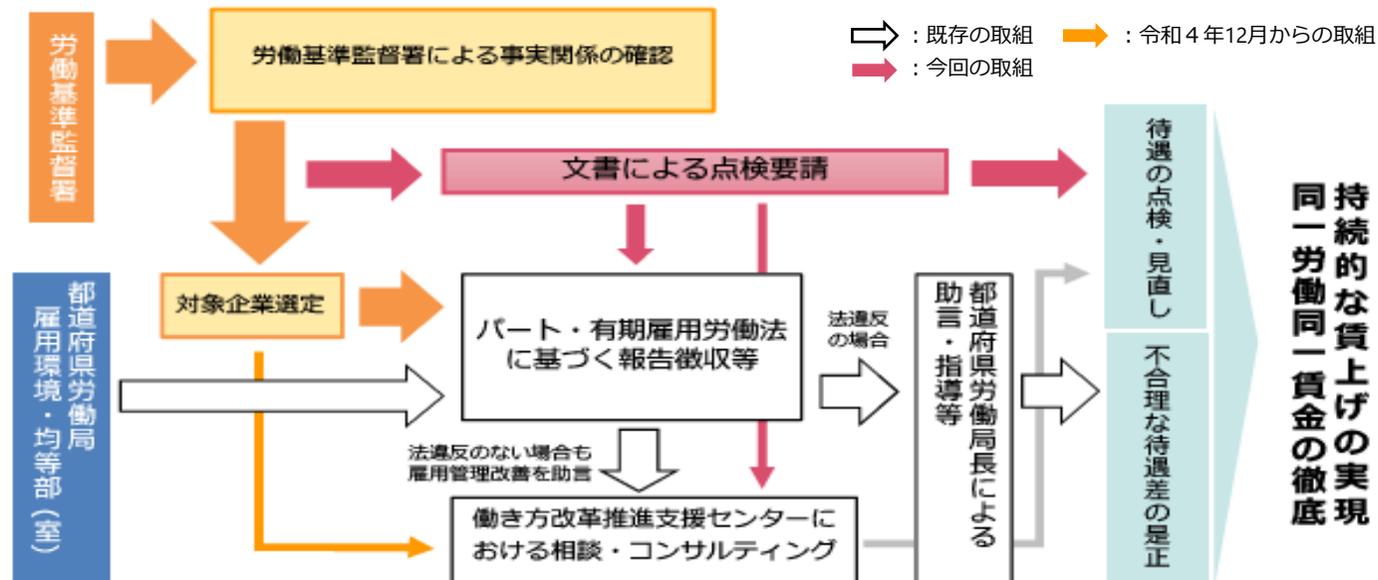
(2) 同一労働同一賃金の遵守の徹底に向けた取組支援

・パートタイム・有期雇用労働法関係

監督署による事実確認件数	1,411件	報告徴収を実施した件数	79件
--------------	--------	-------------	-----

・労働者派遣法関係

監督署による事実確認件数	259件		
調査対象企業として選定した件数	96件	（調査実施件数 93件）	※ 令和4年12月1日～令和6年6月30日時点

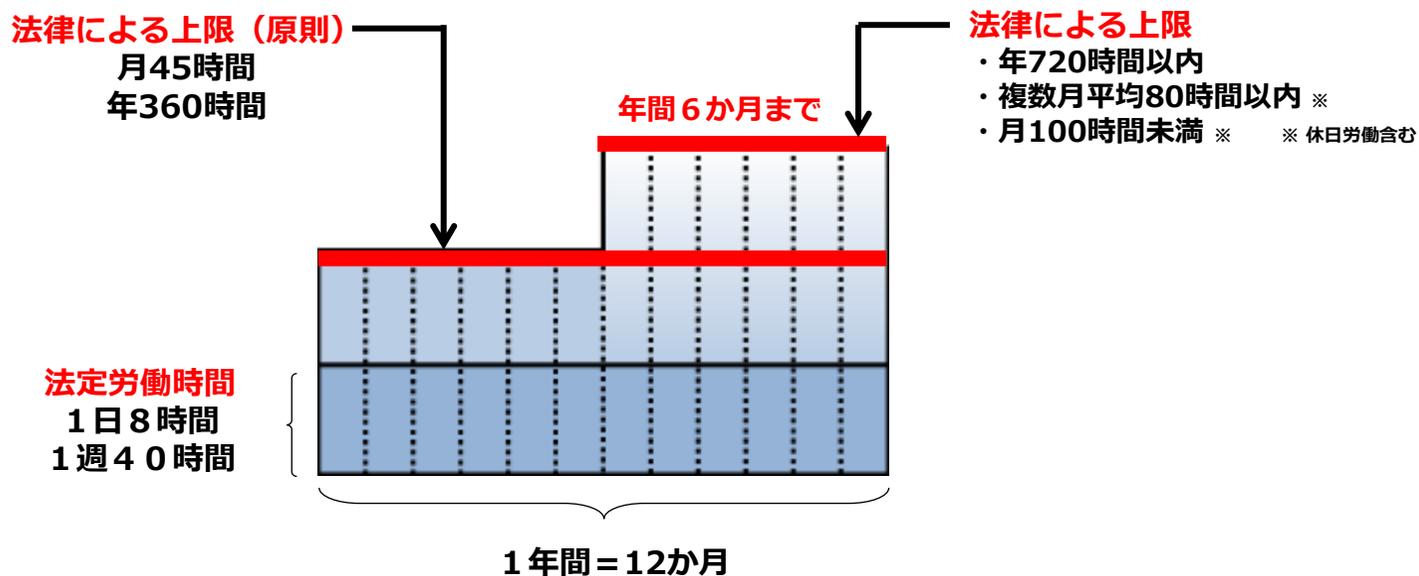


(参考) 時間外労働の上限規制の概要 (一般の建設の事業)

法改正後 (令和6年4月1日以降)

- 時間外労働の上限は、原則として月45時間・年360時間となる。
- 臨時的な特別の事情があり労使が合意する場合 (特別条項) でも、以下の規制がかかる。
 - 時間外労働が年720時間以内
 - 時間外労働が月45時間を超えることができるのは、年6か月が限度
 - 時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満
時間外労働と休日労働の合計について、2～6か月平均がいずれも1月あたり80時間以内

時間外労働の上限規制のイメージ



(参考) 時間外労働の上限規制の概要 (災害時における復旧及び復興の事業)

- 建設事業のうち、災害時における復旧及び復興の事業に限り、令和6年4月1日以降も**一部の規定は適用されない。**

×適用されない規定

- 時間外労働と休日労働の合計が**月100時間未満**

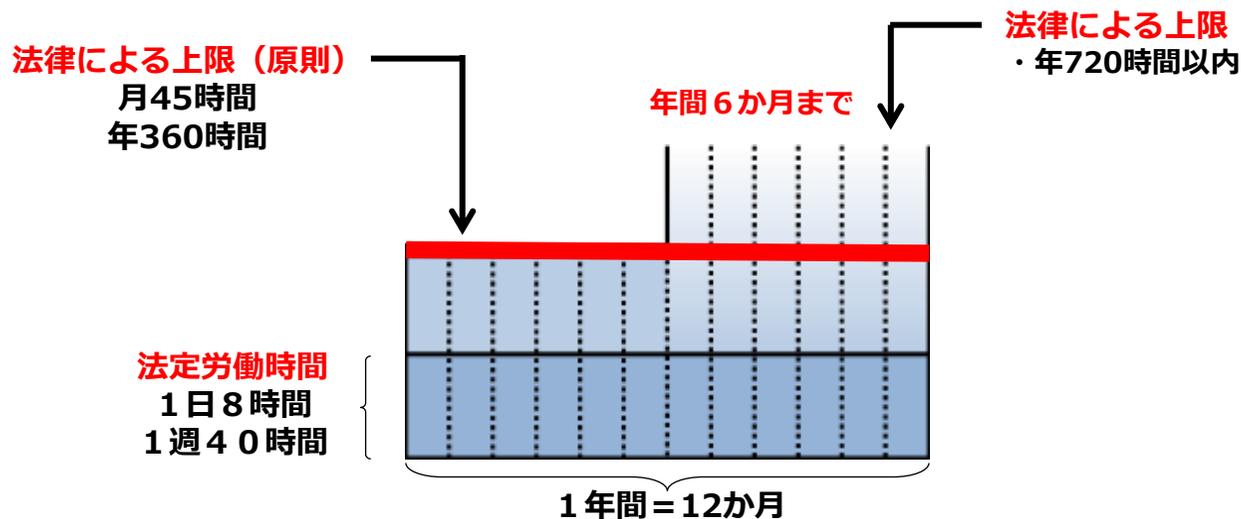
時間外労働と休日労働の合計について、**2～6か月平均**がいずれも1月あたり**80時間以内**

○適用される規定

- 時間外労働が**年720時間以内**

- 時間外労働が**月45時間を超えることができるのは、年6か月が限度**

時間外労働の上限規制のイメージ



(参考) 最低賃金・賃金引上げに向けた支援策①



最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策

1. 賃金引上げに関する支援

① 業務改善助成金 業務改善助成金 検索

問い合わせ先: 業務改善助成金コールセンター 電話: 0120-366-440 (平日 8:30~17:15)
又は都道府県労働局雇用環境・均等部(室)

事業場内で最も低い時間給(事業場内最低賃金)を一定額以上引上げ、生産性向上に資する設備投資等(機械設備の導入、人材育成・教育訓練や国家資格者によるコンサルティング)を行う中小企業・小規模事業者は、その設備投資等に要した費用の一部を助成する制度です。一定の要件を満たすと、助成上限額・助成率・助成対象経費の特例的な拡充が受けられます。



② キャリアアップ助成金 キャリアアップ助成金 検索

問い合わせ先: 都道府県労働局又はハローワーク

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、賃金引上げ等の処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。なお、キャリアアップ助成金については、額度が求められている同一労働同一賃金に取り組む際やいわゆる「年収の壁」を意識した働き方への対応に取り組む際にも活用することができます。



③ 中小企業向け賃上げ促進税制 賃上げ促進税制 検索

問い合わせ先: 中小企業税制サポートセンター

青色申告書を提出している中小企業者等が、一定の要件を満たした上で賃金引上げを行った場合、その増加額の一定割合を法人税額(個人事業主は所得税額)から控除できる制度です。



④ 企業活力強化貸付(働き方改革推進支援資金) 働き方改革推進支援資金 検索

問い合わせ先: 日本政策金融公庫 電話: 0120-154-505

事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)の引上げに取り組む中小企業・小規模事業者に対して、設備資金や運転資金を低金利で融資します。



2. 生産性向上に関する支援

⑤ 固定資産税の特例措置 先端設備等導入計画 検索

問い合わせ先: <先端設備等導入計画の作成等について> 先端設備等の導入先の市町村先端設備等導入計画担当課
<税制について> 中小企業税制サポートセンター 固定資産税等の軽減相談窓口
電話: 03-6281-9821(平日 9:30~12:00, 13:00~17:00)
<制度について> 中小企業庁 技術・経営革新課(インノベーション課) 電話: 03-3501-1816

中小企業等経営強化法に基づき、市町村から認定を受けた「先端設備等導入計画」に従って取得した設備に対して、地方税法において償却資産に係る固定資産税の特例措置を講じることで、設備投資による生産性向上や賃上げに取り組む事業者を後押しします。



⑥ 中小企業等経営強化法(経営力向上計画) 経営力向上計画 検索

問い合わせ先: 経営力向上計画相談窓口 中小企業庁企画課
電話: 03-3501-1957(平日 9:30~12:00, 13:00~17:00)

中小企業・小規模事業者等による経営力向上に関する取組を支援します。事業者は事業分野指針等によって「経営力向上計画」を作成し、国の認定を受けることができます。認定された事業者は、税制や金融支援等の措置を受けることができます。



⑦ 中小企業等経営強化法に基づく法人税の特例(経営強化税制) 経営強化税制 検索

問い合わせ先: 中小企業税制サポートセンター
電話: 03-6281-9821 (平日 9:30~12:00, 13:00~17:00)

中小企業等経営強化法に基づいて、経営力向上計画を作成し、主務大臣の認定を受け、計画に記載されている一定の設備を新規取得等して指定事業の用に供した場合、即時償却または取得価額の10%(資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%)の税額控除を選択適用することができます。



⑧ 中小企業省力化投資補助金 省力化補助金 検索

問い合わせ先: 中小企業省力化投資補助事業 コールセンター
電話: 0570-099-660 (9:30~17:30/月曜~金曜(土・日・祝日除く))

人手不足に悩む中小企業等のため、省力化投資に関して、カタログから選ぶような汎用製品の導入について、即効性ある支援を行います。



⑨ ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金 ものづくり補助金 検索

問い合わせ先: ものづくり補助金事務局サポートセンター
電話: 050-3821-7013 (10:00~17:00 土日祝日及び12/29~1/3を除く)

生産性向上に資する革新的な製品・サービス開発、生産プロセス等の省力化を行う中小企業・小規模事業者等の設備投資等の経費の一部を支援します。



⑩ 小規模事業者持続化補助金 持続化補助金 検索

問い合わせ先: <商工会の管轄地域で事業を営む方> 全国商工会連合会
問合せ先は所在地によって異なるため、URLをご参照ください。
https://www.shokokai.or.jp/jizokuka_r1h/
<商工会議所の管轄地域で事業を営む方> 電話: 03-4330-3480

小規模事業者が経営計画を作成し、その計画に沿って行う販路開拓等の取組を支援します。




⑪ サービス等生産性向上 IT 導入支援事業費補助金 IT 導入補助金 検索

問い合わせ先: サービス等生産性向上 IT 導入支援事業事務局
電話: 0570-666-376

中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化や DX 等に向けた IT ツール(ソフトウェア、アプリ、サービス等)の導入を支援します。



⑫ 事業承継・引継ぎ補助金 事業承継・引継ぎ補助金 検索

問い合わせ先: 事業承継・引継ぎ補助金事務局
(経営革新事業): 050-3000-3550
(専門家活用枠/廃業・再チャレンジ枠): 050-3000-3551

事業承継・M&A 後の経営革新(設備投資や販路開拓等)に係る費用、M&A 時の専門家活用に係る費用、事業承継 M&A に伴う廃業に係る費用(原状回復費等)を支援します。



3. 下請取引の改善・新たな取引先の開拓に関する支援

⑬ 下請適正取引等の推進のためのガイドライン 下請ガイドライン 検索

問い合わせ先: 中小企業庁取組課 電話: 03-3501-1669

親事業者と下請事業者との望ましい取引関係を構築するために、業種別の下請適正取引等の推進のためのガイドライン(下請ガイドライン)を策定しています。



(参考) 最低賃金・賃金引上げに向けた支援策②

⑭ パートナーシップ構築宣言

問い合わせ先: <「宣言」の内容について> 中小企業庁企画課 電話: 03-3501-1765
<「宣言」の提出・掲載について> (公財) 全国中小企業振興機関協会 電話: 03-5541-6688

下請中小企業振興法における「振興基準」を遵守することを明記し宣言することで、発注者側による受注者側への「取引条件のしわ寄せ」防止を促し、下請取引の適正化を後押ししています。また、宣言した企業の取組を「見える化」するため、「宣言」をポータルサイトに掲載しています。



⑮ 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針

問い合わせ先: 公正取引委員会事務総局経済取引局取引部
企業取引課 優越的地位濫用未然防止対策調査室 電話: 03-3581-3378

価格転嫁指針 検索

労務費の上昇を取引価格に適切に転嫁し、中小企業が賃上げの原資を確保できるようにするため、発注者・受注者がとるべき行動指針・取組事例をまとめています。



⑯ 官公需法に基づく「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」

問い合わせ先: 中小企業庁取引課 電話: 03-3501-1669

官公需基本方針 検索

「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」において、最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直しについて定めています。



⑰ 官公需情報ポータルサイト

問い合わせ先: 中小企業庁取引課 電話: 03-3501-1669

官公需ポータルサイト 検索

国等及び地方公共団体がホームページ上で提供している入札情報を自動巡回システムにより収集し、入札情報を一括して検索・入手できる「官公需情報ポータルサイト」を運営しています。



4. 資金繰りに関する支援

⑱ セーフティネット貸付制度

問い合わせ先: 日本政策金融公庫(日本公庫) 電話: 0120-154-505
沖縄振興開発金融公庫(沖縄公庫) 電話: 098-941-1795

セーフティネット貸付 検索

一時的に売上減少等業況が悪化しているが、中長期的には回復が見込まれる中小企業・小規模事業者の皆様は融資を受けることができます。



⑲ 小規模事業者経営改善資金融資制度(マル経融資)

問い合わせ先: 事業所の所在する地区の商工会・商工会議所
日本政策金融公庫(沖縄振興開発金融公庫)の本支店

マル経融資 検索

小規模事業者に対して、経営改善のための資金を無担保・無保証人・低金利で融資します。



5. その他、雇用(人材育成)に関する支援

⑳ 建設事業主等に対する助成金

問い合わせ先: 都道府県労働局又はハローワーク

建設事業主等に対する助成金 検索

中小建設事業主等が建設労働者の雇用の改善、技能の向上等の取組を行う場合に、助成金(「人材開発助成金」、「人材確保等支援助成金」、「トライアル雇用助成金」)を支給します。



㉑ 人材確保等支援助成金

問い合わせ先: 都道府県労働局又はハローワーク

人材確保等支援助成金 検索

事業主や事業協同組合等が、魅力ある職場づくりのために、労働環境の向上等の取組により従業員の職場定着の促進等を回った場合に助成します。



㉒ 地域雇用開発助成金(地域雇用開発コース)

問い合わせ先: 都道府県労働局又はハローワーク

地域雇用開発助成金 検索

雇用情勢が厳しい地域等において、事業所を設置・整備し、その地域に居住する求職者等を雇い入れた事業主に助成します。



㉓ 人材開発支援助成金

問い合わせ先: 都道府県労働局又はハローワーク

人材開発支援助成金 検索

従業員に対して計画に沿って訓練を実施した場合や、教育訓練休暇等制度を導入し、その制度を従業員に適用した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部などを助成します。



6. 相談窓口

㉔ よろず支援拠点

問い合わせ先: 各都道府県のよろず支援拠点

よろず支援拠点 検索

中小企業・小規模事業者等が抱える様々な経営課題に無料で相談対応するワンストップ窓口として、各都道府県に「よろず支援拠点」を設置しています。



㉕ 下請かけこみ寺

問い合わせ先: (公財) 全国中小企業振興機関協会
各都道府県の下請かけこみ寺 電話: 0120-418-618

下請かけこみ寺 検索

中小企業・小規模事業者の皆さんが抱える取引上の悩み相談を受け付けております。問題解決に向けて、相談員や弁護士がアドバイスを行います。



㉖ 働き方改革推進支援センター

問い合わせ先: 全国の働き方改革推進支援センター

働き方改革 特設サイト 検索

全国 47 都道府県に設置されている「働き方改革推進支援センター」では、中小企業・小規模事業者の皆さまの働き方改革の取組を支援することを目的として、労務管理の専門家が無料で、時間外労働の上限規制や同一労働同一賃金、賃金引上げ、その他働き方改革を広く支援する取組に関する個別相談やコンサルティングを実施しています。ぜひご利用ください。



㉗ 中小企業向け補助金・総合支援サイト「ミラサポ plus」

問い合わせ先: ミラサポ plus コールセンター 電話: 050-5370-4340

ミラサポ plus 検索

中小企業・小規模事業者の皆さまを対象とした様々な支援施策(制度)をより「使ってもらう」ことを目指した中小企業・小規模事業者向け補助金・総合支援サイトです。支援制度等の活用事例を簡単に検索でき、電子申請までサポートします。



各都道府県労働局の問い合わせ先: 厚生労働省HPホーム> 厚生労働省について> 所在地案内
都道府県労働局(労働基準監督署、公共職業安定所)所在地一覧



(参考) 賃金引き上げ特設ページ

賃金引き上げ特設ページを開設!

この特設ページには、賃金引き上げを実施した企業の取り組み事例や、各地域における平均的な賃金額がわかる検索機能など、賃金引き上げのために参考となる情報を掲載しています。
賃金引き上げを検討される際に、是非ご利用下さい!

賃金引き上げ特設ページのメニュー

MENU 1

賃金引き上げに向けた
取り組み事例の紹介

MENU 2

地域・業種・職種ごとの
平均的な賃金検索機能

MENU 3

賃金引き上げに向けた
政府の支援策の紹介

PICK UP!

地域・業種・職種の平均的な賃金検索機能

いざ賃金を引き上げようと思っても、いくらにすれば良いか悩ましいところ…。賃金検索機能は、地域・業種・職種の平均的な賃金を調べることができます。企業内の賃金を決める上での参考としてお使いいただけます。

検索結果の例

A県における「▲▲業」における平均的な賃金額

A県	所定内給与額(月額) (千円)	所定内給与月額総額 (円)	年間賞与等特別給 (千円)
合計	374.0	2,299	1,381.4
～19歳	185.2	1,127	134.3
20～24歳	218.6	1,341	399.7
25～29歳	255.8	1,573	845.7
30～34歳	299.2	1,835	1,037.8
35～39歳	353.1	2,175	1,348.2
40～44歳	393.7	2,410	1,428.4
45～49歳	409.5	2,507	1,605.1
50～54歳	460.4	2,824	1,910.8
55～59歳	496.5	3,084	2,063.5
60～64歳	331.7	2,066	963.7
65～69歳	274.2	1,703	404.1
70歳～	248.8	1,533	248.1

A県における「職種」別における平均的な賃金額

職種	平均年齢	所定内給与額(月額) (千円)	所定内給与月額総額 (円)	年間賞与等特別給 (千円)
生産工程従事者	41.5歳	278.1	1,665	685.6
金属工作機械作業従事者	44.7歳	311.2	1,831	921.5
金属プレス従事者	42.4歳	294.7	1,754	840.6
板金従事者	41.7歳	299.6	1,688	478.5
金属彫刻・表面処理従事者	44.5歳	230.5	1,401	385.2
その他の製品製造・加工処理従事者(金属製品)	41.4歳	296.7	1,849	573.8

A県の「短時間労働者」における平均的な賃金額

A県	1時間当たり 所定内給与額(円)	A県	1時間当たり 所定内給与額(円)
産業計	1,726	製造業	1,395

詳しくは賃金引き上げ特設ページでチェック▶

<https://www.saiteichingin.info/chingin/>



賃金引き上げに向けた取り組み事例の紹介

CASE 1 株式会社バンダイ 玩具等の企画・開発・販売

バンダイの人材ポリシーは、社員が志をひとつにし、個々の才能を発揮する「同魂異才」。安定的な報酬体系に変えることで、生活基盤に安心感を与え、「同魂異才」の考えに沿う多様な人材確保を図りたいと考えた。令和4年4月に業績連動型である賞与の一部を基本給に組み込み比率を見直し、全社員の基本給を平均27%程度、初任給を30%引き上げた。業績に影響されない固定給の引き上げにより、社員のモチベーションアップにつなげた。

COMPANY PROFILE ▶ ●本社所在地:東京都台東区駒形
企業プロフィール ▶ ●従業員数:833名(2022年4月現在)



CASE 2 岡谷熱処理工業株式会社 製造業

従業員がモチベーションを保って働いてもらうためには、賃金の改善が必要であると常々感じていた。この課題を解決するために、IoT化を進め、従業員の作業負担を軽減しながら生産性向上に取組み、内部留保を従業員の賃金等に還元し、令和4年4月に3.5%程度の賃金引き上げを実施した。賃金引き上げの取り組みを通じて、会社が求めていた年代の正社員を2名採用できたほか、離職者もなくなるという成果が得られた。

COMPANY PROFILE ▶ ●本社所在地:長野県岡谷市
企業プロフィール ▶ ●従業員数:34名(2022年12月現在)



主な支援策の紹介

1 業務改善助成金

2 キャリアアップ
助成金

3 働き方改革
推進支援センター

他にも
様々な支援策を
ご用意

▶ 同一労働同一賃金に向けた取り組み

正社員とパート・契約社員・派遣労働者の間の不合理な待遇差は禁止されています(同一労働同一賃金)ので、賃金引き上げの際は、同一労働同一賃金にもご留意ください。

どのように取り組めば良いかわからないなど、お困りごとがありましたら、
専門家による無料支援を働き方改革推進支援センターで受けられます!

お申込みは
こちら▶



(参考) 平均的な賃金リーフレット (新潟県・建設業)

賃金引き上げに向けた取り組みをお願いします

厚生労働省は、平均的な賃金額を周知し、賃金の引き上げに向けた取り組みをお願いします。
この資料を参考に、賃金引き上げをご検討ください。

新潟県「一般労働者注1、2」の平均的な賃金額 (年齢別、3年平均)

新潟県	産業計			建設業		
	所定内給与 (月額)	所定内給与 (時給注3)	年間賞与等 特別給	所定内給与 (月額)	所定内給与 (時給)	年間賞与等 特別給
合計	268.8	1,626	685.0	288.7	1,669	767.7
～19歳	179.0	1,067	134.4	183.8	1,052	138.7
20～24歳	199.6	1,205	380.5	204.6	1,171	326.8
25～29歳	223.4	1,349	551.3	237.3	1,380	658.7
30～34歳	243.3	1,472	624.8	257.7	1,475	668.3
35～39歳	261.4	1,587	704.9	278.9	1,588	701.7
40～44歳	280.1	1,691	770.5	301.2	1,731	837.8
45～49歳	296.7	1,798	833.3	320.0	1,860	968.4
50～54歳	301.7	1,821	813.5	317.4	1,842	876.4
55～59歳	313.1	1,894	844.5	341.2	1,996	1,156.1
60～64歳	262.7	1,586	540.2	305.2	1,774	767.2
65～69歳	242.5	1,464	294.1	270.7	1,565	367.0
70歳～	258.6	1,577	303.6	248.7	1,471	379.6

(出典) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(以下の表も同じ。)

- (注) 1. 「(一般労働者) 都道府県別第1表 都道府県、年齢階級別きまて支給する現金給与額、所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額」の、都道府県ごとの産業別の2020～2022年の3年間の数値を平均したものです。
2. 「(一般労働者)とは、「短時間労働者」以外の者をいいます。
「短時間労働者」とは、同一事業所の一般の労働者より1日の所定労働時間が短い又は1日の所定労働時間が同じでも1週の所定労働日数が少ない労働者をいいます。
3. 「所定内給与(時給)」は、「所定内給与額」を「所定内実労働時間」で除したものです。(次表も同じ。)

新潟県「短時間労働者」の平均的な所定内給与額 (産業別、3年平均)

新潟県	産業計	建設業
1時間当たり 所定内給与額	1,176	1,569

「(短時間労働者) 都道府県別第1表 短時間労働者の都道府県別1時間当たり所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額」の、都道府県ごとの「企業規模計(10人以上)産業計」と産業別の「1時間当たり所定内給与額」について、2020～2022年の3年間の数値を平均したものです。

新潟県「職種」別の平均的な賃金額注1 (一般労働者、3年平均)

職種注2	平均年齢	所定内給与 (月額)	所定内給与 (時給)	年間賞与等 特別給
建設・探掘従事者	45.6	275.0	1,587	596.3
建設躯体工事従事者	38.5	255.3	1,470	478.7
大工	53.2	256.1	1,510	419.1
配管従事者	44.4	278.2	1,590	919.2
電気工事従事者	44.6	296.5	1,707	1,024.1
土木従事者、鉄道線路工事従事者	47.3	259.4	1,499	438.9

- (注) 1. 「(一般労働者) 都道府県別第2表 都道府県、職種(大分類)、性別きまて支給する現金給与額、所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額(産業計)」または「(一般労働者) 都道府県別第3表 都道府県、職種(特掲)、性別きまて支給する現金給与額、所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額(産業計)」の、都道府県ごとの職種別の2020～2022年の3年間の数値を平均したものです。
2. 赤字の職業は職業大分類です。

「年収の壁・支援強化パッケージ」のご案内

人手不足への対応が急務となる中で、パート・アルバイトで働く方が「年収の壁」を意識せず希望どおり働くことができる環境づくりを支援するため、当面の対応として下記施策に取り組みます。
年収の壁・支援強化パッケージの詳細はこちら→

- ◆106万円の壁への対応
パート・アルバイトで働く方の、社会保険(厚生年金・健康保険)の加入に併せて、**手取り収入を減らさない取組**を実施する企業に対する支援を行います。
✔ 企業への支援【キャリアアップ助成金「社会保険適用時給増進コース」】の新設
新たに労働者を社会保険に加入(適用)させる際に、労働者本人負担分の保険料相当額の手当支給や賃上げ、労働時間の延長を行った場合、労働者1人あたり最大50万円を助成。
✔ 社会保険適用促進手当
事業主が社会保険適用に伴い手取り収入を減らさないよう手当を支給した場合は、本人負担分の保険料相当額を上限として社会保険料の算定対象としません。
- ◆130万円の壁への対応
パート・アルバイトで働く方が、繁忙期に労働時間を延ばすなどにより、**収入が一時的に上がったとしても、事業主がその旨を証明することで、引き続き継続就業認定が可能となる仕組みを作ります。**
- ◆配偶者手当への対応
配偶者手当の見直し手順をフローチャートで示す等わかりやすい資料を作成・公表しました。
配偶者手当の詳細はこちら→

年収の壁突破・総合相談窓口

0120-030-045 (フリーダイヤル・無料) 受付時間 平日 8:30～18:15 (土日・祝日はご利用いただけません。)

賃金引き上げ特設ページ、最低賃金特設サイトのご案内

このリーフレットに掲載している平均的な賃金額、賃金引き上げ事例、賃金引上げに向けた各種支援策等の情報を掲載しています。
<https://www.saitetchingin.info/chingin/>

確認しよう、最低賃金!
事業者も、労働者も、お互いに。
最低賃金のこと詳しくはこちら!!

最低賃金、中小企業の賃金引き上げを支援する業務改善助成金等の情報を掲載しています。
<https://pc.saitetchingin.info/>